

一般社団法人岩手県理学療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県理学療法士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本会は、本県理学療法の普及並びに理学療法士の人格・倫理及び学術技能の研鑽を通じた理学療法の質の向上を図ることで、県民の保健・医療・福祉・健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域リハビリテーションの理念に基づき、理学療法の専門的知識及び技能の提供を通じた、県民の保健・医療・福祉及び健康の増進に資する事業
 - (2) 理学療法における学術及び科学技術の向上に資する事業
 - (3) 理学療法教育機関に協力し、理学療法教育の向上に資する事業
 - (4) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
 - (5) 理学療法関連機器の研究及び開発に関する事業
 - (6) 災害時における、理学療法の専門的知識及び技能の提供を通じた県民の生活不活発予防に資する事業
 - (7) 理学療法士の社会的地位向上と相互福祉に関する事業
 - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業については、岩手県で行う。

(公告)

第5条 本会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した岩手県内に勤務又は在住する理学療法士
- (2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

- 第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会において、その承認の可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、社員総会において別に定める額の入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める額の賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第9条 次条及び第11条に規定する場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 総正会員の同意があったとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が解散したとき
 - (4) 理学療法士の資格を喪失したとき
 - (5) 2年以上会費を納入しないとき

(退会)

- 第10条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議を経て定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき
 - (4) その他、正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、会長は当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が、前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

- 第13条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 14名以上17名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事の内、1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は、会員以外の会計に関する専門知識を有する者の中から選任するものとする。なお、選任にあたっては会員の意見を参考にすることができる。
- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げる者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第6条第1号に掲げる者は、役員になることができない。
 - 3 会長は、理事会の決議によって選定する。
 - 4 副会長は、会長の指名により選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し業務を執行し、副会長は、会長を補佐する。
 - 3 会長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第16条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ監査報告を作成しなければならない。
- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
 - (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
 - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられないときに、理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときに、その調査結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときに、理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
 - (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、補欠の理事にあつては前任者の、増員の理事にあつては他の理事の残任期間とする。
 - 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この定款で定めた役員の定数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第18条 役員は、社員総会の決議によっていつでも解任することができる。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、会員以外の監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償の基準については、種類、金額、金額の算定方法、支給の方法及び支給総額が明らかになるように社員総会の決議により定めるものとする。

(競業及び利益相反取引の制限)

第20条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業部類に属する取引をしようとするとき
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会与取引をしようとするとき
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本会与当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなくてはならない

(顧問及び相談役)

第21条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干人置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、本会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において選任し、解任する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。

第4章 社員総会

(種類)

第22条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第23条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(権限)

第24条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項について決議をすることができる。

(開催)

第25条 定時社員総会は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に年1回開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第26条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により他の理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 会長は前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第28条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を発議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第29条 社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出し、代理人にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員が当該社員総会に出席したものとみなす。

3 第1項の代理権を証明する書面は、社員総会ごとに提出しなければならない。

(書面による議決権の行使)

第30条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して議決権の行使とすることができる。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(社員総会決議の省略)

第31条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第32条 理事が正会員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員全員が書面をもって同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときには、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印するものとする。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときには、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(社員総会議事運営規則)

第34条 社員総会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議をもって定めるものとする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

3 臨時理事会は、必要のある場合に開催する。

(招集)

第38条 理事会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、予め理事会において定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、当該提案について監事が異議を述べたときを除くものとする。

(理事会への報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない

2 前条の規定は、第15条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録が書面をもって作成されているときには、理事会に出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 議事録が電磁的記録をもって作成されているときには、法令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会における決議を経た上で、社員総会の決議をもって定める。

第6章 委員会

(委員会)

第45条 会長は本会の事業の円滑な推進を図るため、必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 学会

(名称及び目的)

第46条 本会に、岩手県理学療法士学会（以下「学会」という。）を置く。

2 学会は本会の正会員をもって構成する。

3 学会は、理事会の承認を経て、理学療法に関する学術・技術の研究及びこれに関する事業を行う。

(細則)

第47条 学会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 役員等の損害賠償責任

(役員等の責任軽減)

第48条 本会は一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額（以下最低責任限度額）を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 本会は一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員等の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第9章 財産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、会長は以下の書類を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (3) 財産目録
- (4) 事業報告
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告書の附属明細書

- 2 前項に規定する書類等については、監事の監査を受け、これらにつき理事会の承認を受けなければならない。
- 3 会長は前項の監査を受けた書類を、定時社員総会に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により定時社員総会に提出された第1項各号の書類は、定時社員総会の承認を得なければならない。
- 5 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第51条 本会が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分又は譲り受けを行う場合も、前項と同様の決議を経なければならない。

(会計の原則)

第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て変更することができる。

(合併等)

第55条 本会は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第56条 本会は法令で定める事由により解散するほか、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経、解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 本会が解散により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議を経て、本会と類似の目的を有する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第58条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び部長並びに所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項に規定する職員以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き)

第59条 本会の主たる事務所には、法令に定めるもののほか、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (2) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) 予算に関する関係書類
- (5) 決算に関する関係書類
- (6) 運営組織及び事業活動に状況の概要
- (7) その他、本会の運営に関し必要な帳簿及び書類

第 1 2 章 補 則

(委任)

第 6 0 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。
櫻 田 義 樹
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と一般社団法人の設立登記を行ったときは、第 5 6 条の定めにかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成 2 7 年 3 月 1 4 日から施行する。